

電気需給約款別表

第1表 電力料金表

【東北電力エリア】

(1) 見守り電気[B]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|------------|
| 基本料金 | 契約電流 | 30A | 1,108.80 円 |
| | | 40A | 1,478.40 円 |
| | | 50A | 1,848.00 円 |
| | | 60A | 2,217.60 円 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 1kWh | 29.62 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 36.37 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 40.32 円 |
| 最低料金 | ひと月1契約につき | | 358.95 円 |

(2) エssenシャルエナジーHOME[B]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|------------|
| 基本料金 | 契約電流 | 30A | 1,075.53 円 |
| | | 40A | 1,434.04 円 |
| | | 50A | 1,792.56 円 |
| | | 60A | 2,151.07 円 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 1kWh | 28.81 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 35.36 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 39.19 円 |
| 最低料金 | ひと月1契約につき | | 348.18 円 |

(3) エssenシャルエナジーBIZ[C]

(税込)

| 区分 | 単位 | 料金単価 |
|------|------|----------|
| 基本料金 | 1kVA | 358.51 円 |

| | | | |
|-------|---------------------|------|---------|
| 電力量料金 | 最初の 120kWh まで | 1kWh | 28.73 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 35.28 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 39.11 円 |

(3) エssenシャルエナジー低圧電力[動力]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|------|--------|------------|
| 基本料金 | | 1kW・月額 | 1,000.00 円 |
| 電力量料金 | 夏季 | 1kWh | 27.22 円 |
| | その他季 | | 25.77 円 |

【東京電力エリア】

(1) 見守り電気[B]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|------------|
| 基本料金 | 契約電流 | 30A | 935.25 円 |
| | | 40A | 1,247.00 円 |
| | | 50A | 1,558.75 円 |
| | | 60A | 1,870.50 円 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 1kWh | 29.80 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 36.40 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 40.49 円 |
| 最低料金 | ひと月1契約につき | | 328.08 円 |

(2) エssenシャルエナジーHOME[B]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|------|------|-----|------------|
| 基本料金 | 契約電流 | 30A | 907.19 円 |
| | | 40A | 1,209.59 円 |
| | | 50A | 1,511.99 円 |
| | | 60A | 1,814.39 円 |

| | | | |
|-------|---------------------|------|----------|
| 電力量料金 | 120kWh まで | 1kWh | 29.10 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 35.50 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 39.46 円 |
| 最低料金 | ひと月1契約につき | | 318.24 円 |

(3) エssenシャルエナジー-BIZ[C]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|----------|
| 基本料金 | | 1kVA | 302.40 円 |
| 電力量料金 | 最初の 120kWh まで | 1kWh | 28.91 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 35.31 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 39.28 円 |

(3) エssenシャルエナジー低圧電力[動力]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|------|--------|-----------|
| 基本料金 | | 1kW・月額 | 1000.00 円 |
| 電力量料金 | 夏季 | 1kWh | 27.49 円 |
| | その他季 | | 25.92 円 |

【中部電力エリア】

(1) 見守り電気[B]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|------------|
| 基本料金 | 契約電流 | 30A | 963.42 円 |
| | | 40A | 1,284.56 円 |
| | | 50A | 1,605.70 円 |
| | | 60A | 1,926.84 円 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 1kWh | 21.20 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 25.67 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 28.62 円 |

| | | | |
|------|-----------|--|----------|
| 最低料金 | ひと月1契約につき | | 277.09 円 |
|------|-----------|--|----------|

(2) エssenシャルエナジーHOME[B] (税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|------------|
| 基本料金 | 契約電流 | 30A | 934.52 円 |
| | | 40A | 1,246.02 円 |
| | | 50A | 1,557.53 円 |
| | | 60A | 1,869.03 円 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 1kWh | 20.69 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 25.03 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 27.89 円 |
| 最低料金 | ひと月1契約につき | | 268.78 円 |

(3) エssenシャルエナジーBIZ[C] (税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|----------|
| 基本料金 | | 1kVA | 311.51 円 |
| 電力量料金 | 最初の 120kWh まで | 1kWh | 20.56 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 24.90 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 27.76 円 |

(4) エssenシャルエナジー低圧電力[動力] (税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|------|--------|-----------|
| 基本料金 | | 1kW・月額 | 1044.00 円 |
| 電力量料金 | 夏季 | 1kWh | 17.09 円 |
| | その他季 | | 15.54 円 |

【関西電力エリア】

(1) 見守り電気[A] (税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|--------------------|---------------------|---------|----------|
| 最低料金（最初の 15kWh まで） | | 1 契約・月額 | 522.58 円 |
| 電力量料金 | 15kWh 超過 120kWh まで | 1kWh | 20.21 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 25.61 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 28.59 円 |

(2) エssenシャルエナジーHOME[A]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|--------------------|---------------------|---------|----------|
| 最低料金（最初の 15kWh まで） | | 1 契約・月額 | 506.90 円 |
| 電力量料金 | 最初の 120kWh まで | 1kWh | 19.71 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 25.03 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 28.41 円 |

(2) エssenシャルエナジーBIZ[B]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|----------|
| 基本料金 | | 1kVA | 433.79 円 |
| 電力量料金 | 最初の 120kWh まで | 1kWh | 17.81 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 21.02 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 23.52 円 |

(3) エssenシャルエナジー低圧電力[動力]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|------|--------|------------|
| 基本料金 | | 1kW・月額 | 1,032.71 円 |
| 電力量料金 | 夏季 | 1kWh | 14.35 円 |
| | その他季 | | 12.86 円 |

【中国電力エリア】

(1) 見守り電気[A]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|--------------------|---------------------|---------|----------|
| 最低料金（最初の 15kWh まで） | | 1 契約・月額 | 759.68 円 |
| 電力量料金 | 15kWh 超過 120kWh まで | 1kWh | 32.75 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 39.43 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 41.55 円 |

(2) エssenシャルエナジーHOME[A]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|----------|
| 基本料金 | | 1kVA | 736.89 円 |
| 電力量料金 | 最初の 120kWh まで | 1kWh | 31.84 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 38.32 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 40.38 円 |

(2) エssenシャルエナジーBIZ[B]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|----------|
| 基本料金 | | 1kVA | 434.53 円 |
| 電力量料金 | 最初の 120kWh まで | 1kWh | 29.16 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 35.07 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 36.88 円 |

(3) エssenシャルエナジー低圧電力[動力]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|------|--------|-----------|
| 基本料金 | | 1kW・月額 | 1000.00 円 |
| 電力量料金 | 夏季 | 1kWh | 26.80 円 |
| | その他季 | | 25.51 円 |

【九州電力エリア】

(1) 見守り電気[B]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|------|------|-----|----------|
| 基本料金 | 契約電流 | 30A | 948.72 円 |

| | | | |
|-------|---------------------|------|-----------|
| | | 40A | 1264.96 円 |
| | | 50A | 1581.20 円 |
| | | 60A | 1897.44 円 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 1kWh | 18.37 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 23.97 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 26.97 円 |
| 最低料金 | ひと月 1 契約につき | | 335.34 円 |

(2) エssenシャルエナジーHOME[B]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|------------|
| 基本料金 | 契約電流 | 30A | 920.26 円 |
| | | 40A | 1,227.01 円 |
| | | 50A | 1,533.76 円 |
| | | 60A | 1,840.52 円 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 1kWh | 17.82 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 23.25 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 26.16 円 |
| 最低料金 | ひと月 1 契約につき | | 325.24 円 |

(3) エssenシャルエナジーBIZ[C]

(税込)

| 区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|---------------------|------|----------|
| 基本料金 | | 1kVA | 306.75 円 |
| 電力量料金 | 最初の 120kWh まで | 1kWh | 17.82 円 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | | 23.25 円 |
| | 300kWh 超過分 | | 26.16 円 |

(3) エssenシャルエナジー低圧電力[動力]

(税込)

| 区分 | 単位 | 料金単価 |
|----|----|------|
|----|----|------|

| | | | |
|-------|------|--------|----------|
| 基本料金 | | 1kW・月額 | 1000.00円 |
| 電力量料金 | 夏季 | 1kWh | 17.40円 |
| | その他季 | | 15.71円 |

第2表 事務手数料

- (1) 適用 お客さまが電気料金(月額)および電気ご使用量の明細の郵送によるお知らせを希望した場合、(2)に規定する事務手数料を要します。
- (2) 事務手数料 194円(税込)

第3表 燃料調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と仕入調整費の加減からなる燃料調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「第4表 燃料費調整額」および「第5表 仕入調整費」の定めに従うものとします。

電気料金の内訳について

| |
|------------------|
| 電気料金内訳 |
| 基本料金(最低料金) |
| 電力量料金 |
| 燃料調達調整費(燃料費調整額) |
| 燃料調達調整費(仕入調整費) |
| 再生可能エネルギー発電促進賦課金 |

※燃料調達調整費＝燃料費調整額＋仕入調整費

第4表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定方法は以下のとおりとします。

燃料費調整額＝(1)で算出された燃料費調整単価×(2)で算出されたj係数

(1) 燃料費調整単価

東京電力エナジーパートナーが同社作成の令和元年10月1日付け「電気需給約款(同社が同約款を同日以降に変更した場合には変更後の当該約款)に基づき同社ホームページに毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。ただし、同約款記載のエリア(栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼地域を除く)、神

奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)のことをいう。)以外のエリアについては、同社ホームページ記載エリア区分に応じて、同社ホームページ記載の算出方法で算出され毎月定められる価格を適用します。

(2) j 係数の算出基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下、「JEPX」という。)のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」という。)に応じて、以下に定める j 係数の還元または追加請求をおこなうものとします。

イ 還元

燃料費調整単価がマイナス時(還元)、j 係数は以下の係数とします。

| 還元値(マイナス単価) | |
|-----------------------------|------|
| JEPX24 時間平均単価(当該月) | j 係数 |
| 7.50 円/kWh 以上～ | 0.50 |
| 7.00 円/kWh 以上～7.50 円/kWh 未満 | 0.55 |
| 6.50 円/kWh 以上～7.00 円/kWh 未満 | 0.60 |
| 6.00 円/kWh 以上～6.50 円/kWh 未満 | 0.65 |
| 5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満 | 0.85 |
| 5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満 | 1.00 |
| 4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満 | 1.20 |
| 4.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満 | 1.35 |
| 3.50 円/kWh 以上～4.00 円/kWh 未満 | 1.40 |
| 3.00 円/kWh 以上～3.50 円/kWh 未満 | 1.45 |
| 0.00 円/kWh 以上～3.00 円/kWh 未満 | 1.50 |

ロ 請求

燃料費調整単価がプラス時(請求)、j 係数は以下の係数とします。

| 還元値(マイナス単価) | |
|-----------------------------|------|
| JEPX24 時間平均単価(当該月) | j 係数 |
| 7.50 円/kWh 以上～ | 1.50 |
| 7.00 円/kWh 以上～7.50 円/kWh 未満 | 1.45 |
| 6.50 円/kWh 以上～7.00 円/kWh 未満 | 1.40 |
| 6.00 円/kWh 以上～6.50 円/kWh 未満 | 1.35 |
| 5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満 | 1.20 |
| 5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満 | 1.00 |
| 4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満 | 0.85 |
| 4.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満 | 0.65 |

| | |
|-----------------------------|------|
| 3.50 円/kWh 以上～4.00 円/kWh 未満 | 0.60 |
| 3.00 円/kWh 以上～3.50 円/kWh 未満 | 0.55 |
| 0.00 円/kWh 以上～3.00 円/kWh 未満 | 0.50 |

ハ j 係数における JEPX24 時間平均単価の算定月

お客様の検針日の属する月(以下「N」という。)を基準とし、N-2 月の JEPX24 時間平均単価によって算定します。

ニ j 係数の基準値の改定

毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。

第 5 表 仕入調整費

各契約種別における料金につき、第 4 表(2)で算出された調達単価に応じて、以下に定める仕入調整費の還元または追加請求を行うものとします。

(1) 還元基準値および追加請求基準値および当社独自係数 α の設定

イ 還元基準値

当月調達単価が 5 円 00 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める仕入調整費(還元)を差し引くものとします。

ロ 追加請求基準値

当月調達単価が 15 円 00 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める仕入調整費(追加請求)を加えるものとします。

ハ 還元基準値および追加請求基準値および当社独自係数 α の改定

毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値および追加請求基準値および α の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。

(2) 仕入調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、仕入調整費の端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入します。

仕入調整費の還元

$$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\% + \alpha$$

仕入調整費の追加請求

$$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\% + \alpha$$

(3) 仕入調整費の適用

仕入調整費は、2022 年 5 月検針分から適用とします。

第 6 表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第7表 解約手数料

(1)適用 お客さまが電気需給契約による電気供給開始日から起算して(2)に定める最低利用期間に満たない時期において解約を希望する場合には、最低利用期間の残余期間に関わらず(3)に定める解約手数料を要します。

(2)最低利用期間

なし

(3)解約手数料

なし

(4)例外 付加契約等で別途定める契約期間、解約手数料がある場合は、付加契約等での条件が適用されます。

第8表 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1)過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

イ 前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用電力量 / 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 × 協定対象期間の日数

ロ 前3月間の月間使用電力量による場合

前 3 月間の月間使用電力量／前 3 月間の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

- (2)使用された負荷設備の容量と使用時間による場合
使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。
- (3)取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。
取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数
- (4)参考のために取り付けた計量器の計量による場合
参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。
- (5)公差をこえる誤差により修正する場合
計量電力量／{100 パーセント+(±誤差率)}
なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。
- イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

第 9 表 日割り計算の基本算定

- (1)日割り計算の基本算定は、次のとおりとします。
- イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合
1 月の該当料金×日割計算対象日数／検針期間の日数
- ロ 電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

① 全ての料金に対応

第 1 段階料金適用電力量=120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量=180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

- ①電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- ②契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により按分して得た値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

- ①電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- ②契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

第 10 表 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需要区分 | 契約種別 | |
|------|---------------------|---------------------|
| 電灯需要 | 見守り電気東北 | 見守り電気東京 |
| | 見守り電気中部 | 見守り電気関西 |
| | 見守り電気中国 | 見守り電気九州 |
| | エッセンシャルエナジー-HOME 東北 | エッセンシャルエナジー-HOME 東京 |
| | エッセンシャルエナジー-HOME 中部 | エッセンシャルエナジー-HOME 関西 |
| | エッセンシャルエナジー-HOME 中国 | エッセンシャルエナジー-HOME 九州 |
| | エッセンシャルエナジー-BIZ東北 | エッセンシャルエナジー-BIZ東京 |
| | エッセンシャルエナジー-BIZ中部 | エッセンシャルエナジー-BIZ関西 |
| | エッセンシャルエナジー-BIZ中国 | エッセンシャルエナジー-BIZ九州 |

| | | |
|------|-----------------|-----------------|
| 動力需要 | エッセンシャルエナジー動力東北 | エッセンシャルエナジー動力東京 |
| | エッセンシャルエナジー動力中部 | エッセンシャルエナジー動力関西 |
| | エッセンシャルエナジー動力中国 | エッセンシャルエナジー動力九州 |

- (1) 見守り電気東北／見守り電気東京／見守り電気中部／見守り電気関西／見守り電気中国／見守り電気九州／エッセンシャルエナジーHOME 東北／エッセンシャルエナジーHOME 東京／エッセンシャルエナジーHOME 中部／エッセンシャルエナジーHOME 関西／エッセンシャルエナジーHOME 中国／エッセンシャルエナジーHOME 九州／

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電流が 30 アンペア以上であり 60 アンペア以下であるものに適用します。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- ① 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。最大需要容量が 60 アンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。
- ② 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電

流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

- (2) エssenシャルエナジー-BIZ 東北／エssenシャルエナジー-BIZ 東京／エssenシャルエナジー-BIZ 中部／エssenシャルエナジー-BIZ 関西／エssenシャルエナジー-BIZ 中国／エssenシャルエナジー-BIZ 九州

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定し契約容量に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

- (3) エssenシャルエナジー動力東北／エssenシャルエナジー動力東京／エssenシャルエナジー動力中部／エssenシャルエナジー動力関西／エssenシャルエナジー動力中国／エssenシャルエナジー動力九州

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします)

す。)または契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

- ③ 負荷率(電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100)が以下であること。

【北海道電力エリア】 13パーセント未満

【東北電力エリア】 13パーセント未満

【東京電力エリア】 13パーセント未満

【中部電力エリア】 13パーセント未満

【北陸電力エリア】 13パーセント未満

【関西電力エリア】 20パーセント未満

【中国電力エリア】 20パーセント未満

【四国電力エリア】 20パーセント未満

【九州電力エリア】 17.5パーセント未満

- 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

- ハ 契約電力

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。